○国土交通省告示第九百四十号

規則第三条第十号の著しく異常 住 宅確 第三条第十号の規定に基づき、 保要配 慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 か こつ激甚を 住宅確認 な非常災害として国土交通大臣が 保要配慮者に対する賃貸住宅 定める災害等 (平成二十九年国土交通省令第六 の供 給 \mathcal{O} 促 進に を次のように定める。 関する法 施 行

平成二十九年十月二十日

土交通大臣 石井 啓一

玉

住 宅 確 保 要配 慮 者に 対 す る賃貸い 住宅 \mathcal{O} 供 給 \mathcal{O} 促 進 に関す る法 律 施 行 規則第三条第十号 \mathcal{O} 著 L Š 異 常常 か

つ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める災害等

成二十三年三月十一日に 条第十号の著しく異常か 住宅 確 保要配 慮者に対する賃貸住宅 発生した東北 つ激甚な非常災害として国土交通大臣が指定する災害として、 地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電 \mathcal{O} 供 給 \mathcal{O} 促 進に関する法律施行規則 (以 下 「規則」という。) 所 0 事 東日本大震災 故による災害を 第三 平

規則第三条第十号の 玉 l土交通· 大 臣 が 定め る 期間 は、 平成三十三年三月十 __-日 ま での 期 間 とする。

7

を指定する。

 \equiv 規則 第三条第十号の 市 町村 \mathcal{O} 区 域 か ら除くものとして国土交通大臣 が定めるも 0 は、 東京 都 の区域とす

兀 規則第三条第十号のこれに準ずる区域として国土交通大臣が定めるものは、別表に掲げる市町村の区域

附 則

この告示は、 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律 (平 成

二十九年法律第二十四号) の施行の日(平成二十九年十月二十五日)から施行する。

別表 (四関係)

千葉県	埼玉県	栃木県	茨城県	青森県	北海道
県 千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 野田			城県 古河市 結城市 坂東市	森県 三沢市 三戸郡階上町	道 茅部郡鹿部町 二海郡八雲町 広尾郡広尾町 厚
市 成田市 佐倉市 東金市 柏市 八千					岸郡浜中町

115	代市 印西市 富里市 匝瑳市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡神崎町 同郡多古町
	同郡東庄町 山武郡大網白里町 同郡横芝光町 長生郡白子町
長野県一	下高井郡野沢温泉村

\bigcirc 玉 土 交 通 省 告 示 第 五 百 兀 + 뭉

害 12 す 法 等 関 \mathcal{O} る 律 住 等 第 す 施 法 宅 る 行 律 兀 \mathcal{O} 確 + 法 に 保 \mathcal{O} 部 伴 施 \equiv 律 要 号 を 施 行 配 1 改 行 に 盧 伴 及 者 正 規 並 す 則 てバ う てバ に る 第 に 玉 住 対 告 関 土 \equiv 宅 す 示 条 係 交 確 る を 第 法 保 賃 通 + 令 要 貸 次 省 号 関 \mathcal{O} \mathcal{O} 配 住 ょ \mathcal{O} 規 係 慮 宅 著 者 定 省 \mathcal{O} に L に 令 に 供 基 定 < 給 \mathcal{O} 対 \Diamond 異 づ 整 す \mathcal{O} る。 常 き、 備 る 促 等 賃 カ 進 貸 に 12 住 0 激 宅 関 住 関 甚 す 宅 す 確 な る 保 る \mathcal{O} 非 要 省 供 法 常 令 律 配 給 災 等 慮 \mathcal{O} 害 令 者 促 \mathcal{O} と に 和 進 対 部 七 L に 7 す 年 関 を 改 玉 る 玉 す 賃 る 正 土 土 交 貸 交 す 法 る 通 住 通 律 大 宅 省 等 法 臣 \mathcal{O} 令 律 \mathcal{O} 第 が 供 給 令 部 定 七 \Diamond \mathcal{O} 十 を 和 六 る 促 改 災 号 進 正 年

令 和 七 年 七 月 + 八 日

う

玉 土 交 通 大 臣 中 野 洋 昌

異 住 常 宅 か 確 保 0 激 要 甚 配 な 慮 非 者 常 に 災 対 害 す る لح 賃 L 貸 7 玉 住 + 宅 交 \mathcal{O} 通 供 給 大 臣 \mathcal{O} が 促 定 進 に \Diamond る 関 災 す 害 る 等 法 等 律 施 \mathcal{O} 行 部 規 を 則 改 第 正 \equiv 条 す る 第 告 +号 \mathcal{O} 著 L

常 住 カ 0 宅 激 確 保 甚 要 な 非 配 常 慮 者 災 害 12 لح 対 す L る 7 賃 玉 貸 土 交 住 通 宅 大 \mathcal{O} 臣 供 が 給 定 \mathcal{O} 促 \Diamond 進 る 災 に 害 関 す 等 る \mathcal{O} 法 部 律 改 施 行 正 規 則 第 \equiv 条 第 十 号 \mathcal{O} 著 L < 異

第 < 異 条 常 か 住 0 宅 激 確 甚 保 な 要 非 配 常 慮 者 災 害 に لح 対 す る て 玉 賃 貸 土 交 住 宅 涌 大 \mathcal{O} 臣 供 が 給 定 \mathcal{O} 8 促 る 進 災 に 害 関 等 す る 平 法 成 律 施 + 行 九 規 年 則 第 玉 土 三 交 条 通 第 省 + 告 号 示 \mathcal{O} 第 著 九

百

兀

十

号

 \mathcal{O}

部

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

T.

す

る

- 1/12 -

をこれに対応する改 次の 表により、 改正 前欄に掲げる規定 (題名を含む。 次条に お , , て同じ。) の傍線を付した部分

Ē 後欄 に 掲げ る規定 の傍線を付 し た 部 分のように改める。

イ〜ハ (略)のうち、次に掲げる区域以外の区域とする。のうち、次に掲げる区域以外の区域とする。	イ〜ハ (略) 域のうち、次に掲げる区域以外の区域とする。 八号)が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区
通大臣が指定する災害に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八が定めるものは、同号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交	交通大臣が指定する災害に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十臣が定めるものは、同号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土
三 規則第三条第十号の市町村の区域から除くものとして国土交通大臣十一日までの期間とする。	三 規則第三条第十二号の市町村の区域から除くものとして国土交通大 三十一日までの期間とする。
二 規則第三条第十号の国土交通大臣が定める期間は、令和八年三月三伴う原子力発電所の事故による災害をいう。) を指定する。	二 規則第三条第十二号の国土交通大臣が定める期間は、令和八年三月に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)を指定する。
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに非常災害として国土交通大臣が指定する災害として、東日本大震災((平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれな非常災害として国土交通大臣が指定する災害として、東日本大震災
規則(以下「規則」という。)第三条第十号の著しく異常かつ激甚な一(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行	規則(以下「規則」という。)第三条第十二号の著しく異常かつ激甚一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行
交通大臣が定める災害等	交通大臣が定める災害等
行規則第三条第十号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施	行規則第三条第十二号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施
改正前	改 正 後

住 宅 確 保 要 配 慮 者 に 対 す る 賃 貸 住 宅 \mathcal{O} 供 給 \mathcal{O} 促 進 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 第 + 条 た だ L 書 及 び 第

+ 条 第 号 口 \bigcirc 玉 土 交 通 大 臣 が 定 \Diamond る 基 準 \mathcal{O} 部 改 正

第二条 住 宅 確 保 要 配 慮 者 12 対 す る 賃 貸 住 宅 \mathcal{O} 供 給 \mathcal{O} 促 進 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 第 + __ 条 た だ L 書 及

 \mathcal{U} 第 十 二 条第二 号 口 \mathcal{O} 玉 土 交 通 大 臣 が 定 \Diamond る 基 準 伞 成二 + 九 年 玉 土 交 通 省 告 示 第 九 百 兀 + -

の一部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 をこ れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 12 掲 げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 8 る。

(共同居住型賃貸住宅の共用部分(以下この号において単に「共用店住型賃貸住宅の規模並びに構造及び設備の基準) (共同居住型賃貸住宅の規模並びに構造及び設備の基準は、次のとおりとする。 一・二 (略) 三 共同居住型賃貸住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅である部分にあっては、当該収納設備の床面積を含み、その他の設備が備えられている場合にあっては、当該収納設備の床面積を含み、その他の設備が備えられている場合にあっては、当該収納設備の床面積を除く。)がが備えられている場合にあっては、当該収納設備の床面積を除く。)がが備えられている場合にあっては、当該収納設備の床面積を除く。)がが備えられている場合にあっては、当該収納設備の床面積を除く。)がが備えられている場合にあっては、当該収納設備の床面積を除く。)がが備えられている場合にあっては、当該収納設備の床面積を除く。)がが備えられている場合にあっては、当該収納設備の床面積を除く。)がが備えられている場合にあっては、当該収納設備の床面積を除く。)がは、当該収納設備の床面積を除く。)がは、当該収納設備の床面積を除く。)がが備えられている場合にあっては、当該設備の床面積を除く。)がが開える場合に表する場合に表する。	(共同居住型賃貸住宅の共用部分(以下この号において「共用部分 四 共同居住型賃貸住宅の共用部分(以下この号において「共用部分 四 共同居住型賃貸住宅の共用部分(以下この号において「共用部分 四 共同居住型賃貸住宅の共用部分(以下この号において「共用部分 四 共同居住型賃貸住宅の共用部分(以下この号において「共用部分 四 共同居住型賃貸住宅の共用部分(以下この号において「共用部分 四 共同居住型賃貸住宅の共用部分(以下この号において「共用部分 四 共同居住型賃貸住宅の共用部分(以下この号において「共用部分 の基準は、次のと おりとする。 一・二 (略) 三 共同居住型賃貸住宅の対土の大工の場合にあっては、各専用部分の床面積(収納設備が備えられて いる場合にあっては、各専用部分の床面積を含み、その他の設備が がる場合にあっては当該収納設備の床面積を含み、その他の設備が がる場合にあっては当該収納設備の床面積を含み、その他の設備が がる場合にあっては当該収納設備の床面積を含み、その他の設備が がる場合にあっては当該収納設備の床面積を含み、その他の設備が がカートル以上であること。
日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施 (定義) 第一条 (略) 第一条 (略) 第二条第一項第五号に規定する者が一次項において「法」という。)第二条第一項第五号に規定する者が一人及び同号に規定する子どもが少なくとも一人属する世帯をいう。 人及び同号に規定する子どもが少なくとも一人属する世帯をいう。 人及び同号に規定する子どもが少なくとも一人属する世帯をいう。 は宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅であって、法第九条第一項第六号に規定する者が一次項において「ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅の供給の促進に関する法律施 は宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施 は宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施 は宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施
改 正 前	改正後

利用することができる場所に備えることをもって足りるものとする貸住宅に居住する場合にあっては、当該賃貸人を含む。)が共同でときは、共同居住型賃貸住宅の入居者(賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅の入居者(賃貸人が当該設備等を備えることを要しない。なお、共用部分に洗濯場を備えることが困難な、共同居住型賃貸住宅の各専用部分に、次に掲げるいずれかの設備」という。)に、次に掲げる設備等が備えられていること。ただし」という。)に、次に掲げる設備等が備えられていること。ただし

イ〜ト (略)

五 (略)

基準)
基準)
(ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の規模並びに構造及び設備の

りとする。基準のうちひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の基準は、次のとお施行規則第十条第四号及び第十一条第二号ロの国土交通大臣が定める三条(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

(略)

三 (略)

掲げるいずれかの設備等が備えられている場合にあっては、共用部し、ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の各専用部分に、同号にえられ、かつ、少なくとも一室の浴室が備えられていること。ただおいて「共用部分」という。)に、前条第四号に掲げる設備等が備四 ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の共用部分(以下この号に

市で利用することができる場所に備えることをもって足りるものと関係等が備えられている場合にあっては、当該賃貸人を含む。)が共難なときは、共同居住型賃貸住宅の入居者(賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあっては、共用部分に当該設備等を設備等が備えられている場合にあっては、共用部分に当該設備等を設備等をして、共同居住型賃貸住宅の各専用部分に、次に掲げるいずれかのだし、共同居住型賃貸住宅の各専用部分に、次に掲げるいずれかのだし、共同居住型賃貸住宅の各専用部分に、次に掲げるいずれかのだし、共同居住型賃貸住宅の各専用部分に、次に掲げるいずれかのだし、共同居住型賃貸住宅の各専用部分に、次に掲げるいでは、当該のよりに対していることができる場所に備えることをもって足りるものと

イ〜ト (略

(ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の規模並びに構造及び設五 (略)

とおりとする。める基準のうちひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の基準は、次のめる基準のうちひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の基準は、次の施行規則第十一条ただし書及び第十二条第二号ロの国土交通大臣が定第三条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律基準)

(略)

三 (略)

に、同号に掲げるいずれかの設備等が備えられている場合にあってこと。ただし、ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の各専用部分設備等が備えられ、かつ、少なくとも一室の浴室が備えられているおいて単に「共用部分」という。)に、前条第一項第四号に掲げる四 ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の共用部分(以下この号に

を備えることが困難なときは、共同居住型賃貸住宅の入居者(賃貸分に当該設備等を備えることを要しない。なお、共用部分に洗濯場 で利用することができる場所に備えることをもって足りるものとす 人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあっては、当該賃貸 人を含む。)及びひとり親世帯円滑入居賃貸住宅の入居世帯が共同

Ŧī.

るものとする。

五.

(略)

、当該賃貸人を含む。)及びひとり親世帯円滑入居賃貸住宅の入居 世帯が共同で利用することができる場所に備えることをもって足り 居者(賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあっては 分に洗濯場を備えることが困難なときは、共同居住型賃貸住宅の入 は、共用部分に当該設備等を備えることを要しない。なお、共用部

平 成二 十三年 玉 土 交 通 省 告 示 第 千 + 五 号 \mathcal{O} 部 改 正

第三条 平 成二十三 年 玉 土 交 通 省 告 示 第 千 +五. 号 高 齢 者 \mathcal{O} 居 住 \mathcal{O} 安 定 確 保 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 第

)の一部を次のように改正する。

三十六

条

 \mathcal{O}

規定

に

基

づ

<

玉

土

交

通

大

臣

が定

 \Diamond

る高

齢

者

円

滑

入

居

賃

貸

住

宅

の賃

貸

人等

が

講

ず

ベ

き

措

置

定 \mathcal{O} 次 傍 \mathcal{O} 線 表 を に 付 ょ り、 L た 部 改 正 分 \mathcal{O} 前 ょ 欄 う に に 掲 改 げ る \Diamond 規 改 定 正 \mathcal{O} 後 傍 欄 線 に を 掲 付 げ L るそ た 部 \mathcal{O} 分 を 標 $\sum_{}$ 記 部 れ 分 に に二 対 応 重 す 傍 る 線 改 を 正 付 後 L 欄 た 12 規 掲 定 げ で る 規 改

正 前 欄 に れ に 対 応 す る ŧ \mathcal{O} を 撂 げ て 1 な 1 ŧ \mathcal{O} は れ を 加 え る。

一~四 (略) 国土交通大臣が定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。 国齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十四条に規定する	に基づく国土交通大臣が定める終身賃貸事業者が講ずべき措置高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十四条の規定	改正後
一〜四 (略) 国土交通大臣が定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十六条に規定する	(新設)	改正前

ママ ン シ 彐 ン \mathcal{O} 建 替 え 等 \mathcal{O} 円 滑 化 に 関 する 基 本 的 な 方 針 \mathcal{O} 部 改 正

第四 条 7 ン シ 彐 ン \mathcal{O} 建 替 え 等 \mathcal{O} 円 滑 化 に 関 す る 基 本 的 な 方 針 平 成二 + 六 年 玉 土 交 通 省 告 示 第 千 百

三十七号)の一部を次のように改正する

次 \mathcal{O} 表によ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る規定 \mathcal{O} 傍 線 を付 ľ た部 分をこれ に 対 応する改正 後 欄 に 掲 げる規

定 \mathcal{O} 傍 線 を付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 8 る。

改正後	改正前
第八 売却マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の	第八 売却マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の
安定の確保に関する事項	安定の確保に関する事項
1•2 (略)	1•2 (略)
3 国及び地方公共団体が取り組むべき事項	3 国及び地方公共団体が取り組むべき事項
イ・ロ (略)	イ・ロ (略)
ハ 地方公共団体は、高齢の区分所有者や借家権者など住宅の確保	ハ 地方公共団体は、高齢の区分所有者や借家権者など住宅の確保
に特に配慮を要する者の居住の安定のため、地域の実情を踏まえ	に特に配慮を要する者の居住の安定のため、
つつ、公営住宅等の公共賃貸住宅の活用、都市再生住宅制度の活	つつ、公営住宅等の公共賃貸住宅の活用、
用、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法	用、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給
律(平成十九年法律第百十二号)第八十一条第一項に規定する住	律(平成十九年法律第百十二号)第五十一条第
宅確保要配慮者居住支援協議会の活用、高齢者等を対象とした家	宅確保要配慮者居住支援協議会の活用、
賃債務保証の活用その他の多様な支援に努めることとする。	賃債務保証の活用その他の多様な支援に努めることとする。

律の施行の日(令和七年十月一日)から施行する。

こ の 住宅確保要配 慮者に対する賃貸住宅の 供 給 \mathcal{O} 促 進に関する法律等の 部 を改正する法